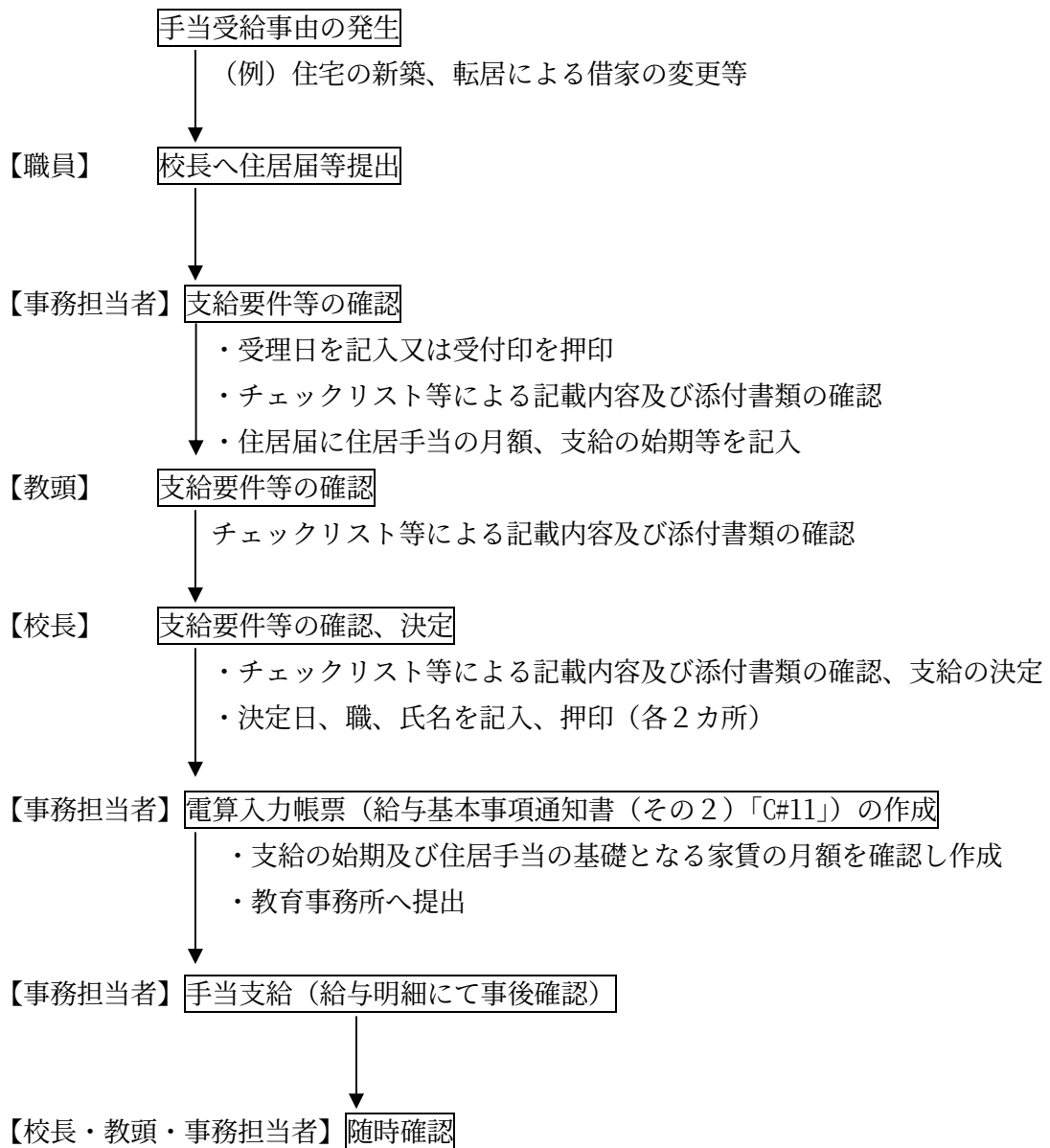


住居手当の認定について

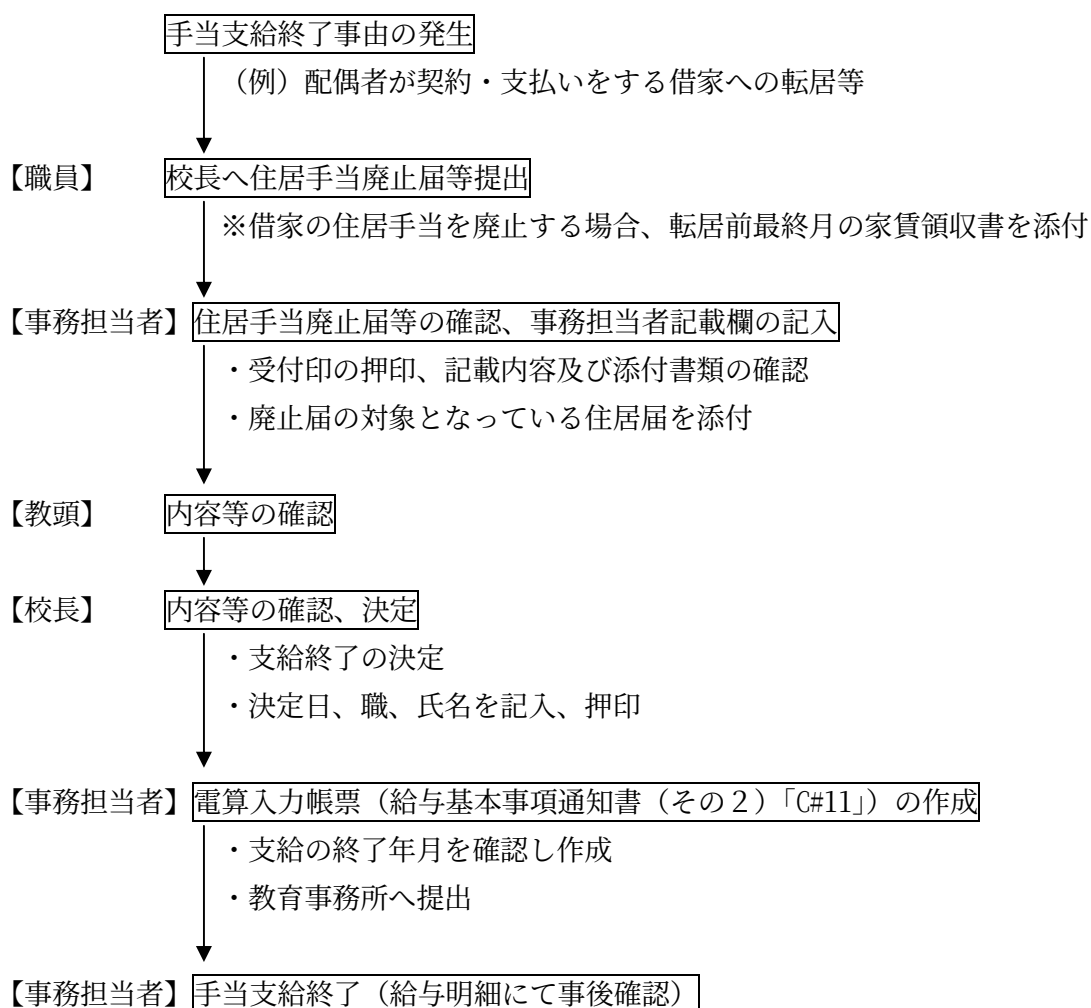
I 住居手当の種類

- ① 持家居住者に対する住居手当
- ② 借家・借間居住者に対する住居手当

II 住居手当の支給手続



III 住居手当の支給終了手続



※ 住居手当の支給が終了する場合だけでなく、転居後、持家又は借家の住居手当を支給する場合も、それまで支給していた住居手当を終了するため、上記の手続（電算入力については終了ではなく額の変更）を要する。

※ 住居手当廃止届は退職時（臨時的任用職員含む）には提出不要。

IV その他

- ① 住居届及び添付書類のチェックポイントをまとめた「住居届チェックリスト」を参考資料として配布しているので、事務の参考にしてください。
- ② 住居届の様式については、各教育事務所で配布しているほか、「兵庫県公立学校教職員給与関係ファイル集」に掲載しているので、適宜ダウンロードし利用して下さい。
- ③ 認定事務に際して疑義が生じた場合は、教育事務所の相談窓口へ問い合わせてください。

持 家

1 届出事由

新たに次の①～③のいずれかに該当することとなった場合、速やかに必要書類を届出

- ① 住宅を新築又は購入した場合
- ② 住宅の所有関係等について変更があった場合
- ③ 住居手当の支給要件を満たさなくなった場合

※ ①、②については住居届、③については住居手当廃止届を必要書類とともに提出

2 支給要件

次の①～③のいずれも満たしていること

- ① 自ら所有する住宅（準ずる住宅を含む）であること
- ② 当該住宅に居住していること
- ③ 世帯主であること

3 支給要件を確認するための証明書類（代表例）（添付書類は写し可）

- ① 所有 → 登記簿謄本（所有者等の確認）
- ② 居住 } 住民票記載事項証明書（入居日及び世帯主等の確認）
- ③ 世帯主 } ※ 続柄(世帯主)と転入年月日が確認できる証明書(入居日以降に発行された証明書)に限る

[届出に必要な一般的な書類]

	住居届	登記簿謄本	住民票記載事項証明書	その他
登記有	○	○	○	—
登記無	○	—	○	所有を証明する書類 (チェックリスト参照)
職員が所有していない場合	○	○	○	扶養親族簿(写)等
住民票の世帯主でない場合	○	○	○	世帯全員の所得証明書

4 支給額 月額1,600円

5 支給開始時期等

(1) 開始時期

① 新たに支給要件を満たしたとき

→ 要件を満たした日の属する月の翌月から支給

(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(例) ・ 6月1日入居 → 6月分から支給

・ 6月10日入居 → 7月分から支給

② 住居手当の月額を変更すべき事由が生じたとき

→ その事実の生じた日の属する月の翌月から改定

(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(例) ・ 6月1日に賃貸住宅から購入した住宅へ転居

→ 6月分から改定後の手当額(持家に対する手当額)を支給

・ 6月10日に賃貸住宅から購入した住宅へ転居

→ 7月分から改定後の手当額(持家に対する手当額)を支給

③ 新たに住居手当の支給開始、又は増額改定する場合で、その届出が事実の生じた日から15日を経過した後において行われたとき

→ ①及び②に関わらず、届出を決定権者が受理した日の属する月の翌月から支給開始又は増額改定(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(例) ・ 6月10日に購入した住宅へ転居、7月1日に届出

→ 7月分から持家に対する手当額を支給

・ 6月14日に購入した住宅へ転居、7月3日に届出

→ 8月分から持家に対する手当額を支給

④ 減額改定する場合で、その届出が事実の生じた日から15日を経過した後において行われたとき

→ ①及び②に関わらず、事実の生じた日の属する月の翌月から減額改定(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)

(例) ・ 6月10日に借家(住居手当:20,000円)から持家(住居手当:1,600円)に転居、8月3日に届出

→ 7月分から持家に対する手当額を支給(戻入が必要であれば、戻入する)

(2) 終了時期

支給要件を欠いた場合、事実の生じた日の属する月で支給終了（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）

- (例) ・ 6月1日に職員の所有でなくなった場合
→ 5月分まで支給
・ 6月10日に職員の所有でなくなった場合
→ 6月分まで支給

届 出 事 由	事実の生じた日から	
	15日以内に届出	15日経過後に届出
新たに支給要件を満たした場合	事実の生じた日の属する月の翌月から支給（増額）	届出を受理した日の属する月の翌月から支給（増額）
住居手当の月額を増額変更すべき事由が生じた場合		
住居手当の月額を減額変更すべき事由が生じた場合	事実の生じた日の属する月の翌月から減額	
支給要件を欠いた場合	事実の生じた日の属する月まで支給	

※ 事実発生日（事実発生日から15日経過後に届出を行った場合はその届出受理日）が月の初日である場合の支給開始及び額の改定は、その日の属する月から支給開始及び額の改定を行う。

支給要件を欠くこととなった事実発生日が月の初日である場合（届出が遅れた場合も同様）は、その日の属する月をもって支給を終了する。

6 随時確認について

支給要件の有無、支給額の適否について随時確認（通常、年1回）

【参考】用語の定義

〔自らの所有に係る住宅（自ら所有）〕

職員自らが所有権を有する住宅（共有の場合を含む）

〔自らの所有に係る住宅に準ずる住宅〕

所有等の主体者	所有等の形態		
	所有住宅	所有権留保住宅	譲渡担保住宅
職員	—	○	○
職員の扶養親族	○	○	○
同居配偶者（県費負担教職員に限る）	○	○	○
同居配偶者（県費負担教職員に限る）の扶養親族	○	○	○

「所有権留保住宅」：所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅

「譲渡担保住宅」：譲渡担保の目的で債権者に所有権の一時的な移転をしている住宅

「同居配偶者」：婚姻の届出をしていないが事実上これと同様の事情にある者を含む

「扶養親族」：扶養手当の支給対象となっている者

〔居住〕

職員が生活の本拠(※)として居住（必ずしも住民票上の住所とは限らない。住民票上の住所と異なる場合は、通勤届等で確認。）

（例） 採用・異動により実家から学校近くに転居したが、住民票は移しておらず、住民票の住所が実家のままとされている場合

※ 生活の本拠：一時的に当該住宅を離れている場合（出張、海外派遣等）は、職員が居住し得る状態が引き続く限り、居住しているものとみなす

[世帯主]

主としてその収入によって、世帯(※)の生計を支えている職員（必ずしも住民票上の世帯主とは限らない。住民票上の世帯主と異なる場合、所得証明等で確認。）

（例） 住民票上は同居している父親（年金受給者）が世帯主であるが、世帯の中で最も職員の収入が多く、事実上、世帯の生計を支えている場合

※ 世帯：居住と生計を共にする社会生活上の単位

[新築]

住宅を新たに建築することをいい、従前の住宅を全て解体してその材料を用い、同一場所あるいは他の場所に住宅を建築する場合を含む。

[新築がなされた日（建築工事完了日）]

登記簿謄本に記載されている新築日。登記がない場合、不動産取得申告書に記載されている工事完了日又は新築日（ない場合は、固定資産税家屋課税台帳（又は家屋課税補充台帳）登録証明書の新築日、又は建築工事会社等が発行した証明書による建築工事完了日。

[購入]

売買契約により住宅の所有権を取得することをいい、交換契約又は債務の弁済として住宅を取得した場合を含む。

[購入がなされた日（住宅の引渡しを受けた日）]

登記簿謄本に記載されている売買日。登記がない場合、住宅引渡証の発行年月日、住宅売買（譲渡）契約書の住宅の引渡し日（これらで確認困難な場合は、登記原因になった売買の日付又は住宅売買（譲渡）契約書に記載されている契約年月日）

借家 ・ 借間

1 届出事由

新たに次の①～④のいずれかに該当することとなった場合、速やかに必要書類を届出

① 新たに（月額12,000円を超える）借家・借間を貸借することとなった場合

② 家賃額に変更があった場合

③ 契約期間の更新があった場合（自動更新の場合を除く）

④ 住居手当の支給要件を満たさなくなった場合

※ ①～③については住居届、④については住居手当廃止届を必要書類とともに提出

2 支給要件

次の①～③のいずれも満たしていること

① 当該住宅に居住していること

② 当該住宅を借り受けていること

③ 月額12,000円を超える家賃を支払っていること

3 支給要件を確認するための証明書類（代表例）（添付書類は写し可）

① 居住 → 貸主による入居日証明（入居日等の確認）

（転入年月日が確認できる住民票記載事項証明書（入居日以降に発行された証明書のこと）でも可とする。）

② 借り受け→ 賃貸借契約書の写し（契約年月日等の確認）

③ 支払 → 家賃の領収書の写し、通帳の写し（口座引き落としの場合）、銀行振込みの控えの写し等支払い額が確認できる書類（支払い額の確認）

〔届出に必要な一般的な書類〕

届出事由	住居届	賃貸借契約書 (写)	転居後最初の 家賃の領収書 等 (写)	入居 (転居) 日が 分かる書類 ・貸主による入居日 証明等
借家入居	○	○	○	○
家賃額変更	○	○	○	—
契約期間更新	○	○	○	—
借家から借家 への転居 (共に 住居手当対象)	○	○	○	○

※ 入居日が分かる書類がない場合、引っ越しの領収書、鍵の受渡証及び申立書等で確認

※ 借家を転居する場合、住居手当廃止届及び転居前最終月の領収書を提出

※ 契約期間が自動更新される場合は届出不要 (当初の住居届に「自動更新」と記載)

4 支給額

- ① 家賃が月額23,000円以下の場合

家賃額－12,000円 (100円未満切捨)

- ② 家賃が月額23,000円を超え、57,000円未満の場合

(家賃額－23,000円) × 1/2 + 11,000円 (100円未満切捨)

- ③ 家賃が月額57,000円以上の場合

28,000円

5 支給開始時期等

持家と同様 (P4～P5 参照)

6 随時確認について

持家と同様 (P5 参照)

【参考】用語の定義

〔居住〕

持家と同様

〔借り受け〕

- ① 職員の扶養親族が借り受けた住宅であっても、居住し、職員が家賃を支払っている（職員の口座から家賃が引き落としされている）場合は借主とする
- ② 職員が配偶者等と共同で借り受けた住宅で、職員が家賃を支払い、その配偶者等と居住しているときは、職員が生計を主として支えている場合に限り借主とする
※ 配偶者等とは職員の配偶者、職員の1親等の血族又は姻族、職員の扶養親族をいう
- ③ ①及び②の場合を除き、住宅を借り受けた者と共に居住している職員は、家賃を事実上負担している場合でも、借主とはしない

※ 除外される借り受け住宅

- ① 国、他の地方公共団体、県の各公社等から貸与された職員宿舍
- ② 配偶者、父母又は配偶者の父母のうち、扶養親族でない者が所有し、又は借り受けている住宅
- ③ 自宅の住居手当の支給対象となる住宅（扶養親族等の所有する住宅等「自らの所有に係る住宅に準ずる住宅」含む）

〔支払〕

- ① 家賃に含まれないもの
 - ・ 権利金、敷金、礼金、保証金その他これらに類するもの
 - ・ 電気、ガス、水道等の料金
 - ・ 共益費
 - ・ 駐車場代
 - ・ 食費
 - ② 家賃に光熱水費等が含まれておりその額が明確でない場合の家賃額の算出
 - ・ 家賃に光熱水費が含まれている場合
→ 家賃額は、支払額の100分の90に相当する額
 - ・ 家賃に食費等が含まれている場合
→ 家賃額は、支払額の100分の40に相当する額
- ※ 食費等には光熱水費を含む

単身赴任者に対する住居手当

1 単身赴任者の定義

勤務公署を異にする異動等により、やむを得ず家族と別居し、単身で赴任している者

2 家族の範囲

- ① 配偶者
- ② 生計を一にする扶養親族（職員と同居し、扶養手当の対象となっている者）

3 住居手当の支給

単身赴任者に対する住居手当については、職員の赴任先の住居の他、職員が赴任する直前に家族と居住していた住居についても、支給する